

下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 背景	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成	1
3 下呂市における作成の経緯	2
4 対象とする疾患と流行規模及び被害の想定	2
5 計画の見直し	3
第2章 対策の基本方針	4
1 目的	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置	6
4 発生段階	6
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
6 対策推進のための役割分担	9
7 行動計画の主要6項目	11
第3章 各段階における対策	19
1 未発生期	20
2 県内未発生期（国：海外発生期～国内発生早期）	26
3 県内発生早期（国：国内発生早期～国内感染期）	31
4 県内感染期（国：国内感染期）	38
5 小康期	43
別添参考資料	46

第1章 計画の策定にあたって

1 背景

新型インフルエンザ¹は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関²及び指定地方公共機関³（以下「指定（地方）公共機関」という。）等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

新型インフルエンザ等対策行動計画は、国、県、市が整合性のある対策の実施を確保するよう特措法に基づき作成・公表するもので、政府は平成25年6月に新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）を、岐阜県は同年10月に岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を作成・公表した。

1：感染症の予防感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。

2：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

3：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

3 下呂市における作成の経緯

国及び県においては平成17年（2005年）に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定を行ってきた。

下呂市では、平成21年4月に新型インフルエンザ(H1N1)が発生したこともあり、新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保するため緊急に対策を確立する必要があることから、独自に「下呂市インフルエンザ対策行動計画」（以下「旧行動計画」という。）を平成21年9月に作成した。

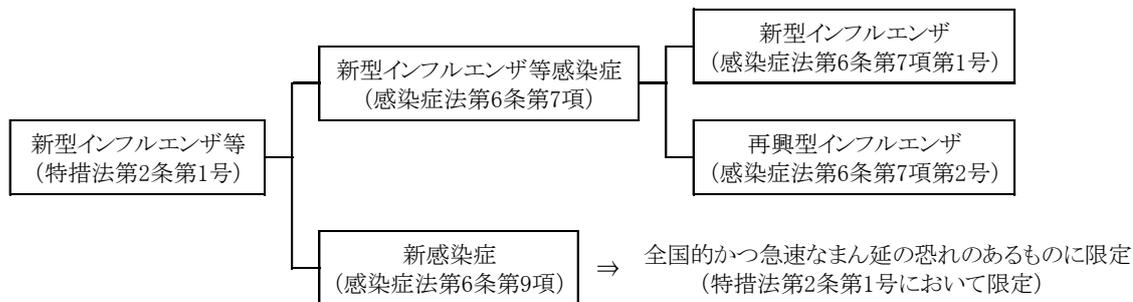
今回は、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成し、市、医療機関、事業者、個人のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくため必要な事項を定めた。

市行動計画は、先に作成している旧行動計画をもとに、特措法や政府及び県行動計画を踏まえ改定した案を、市役所内で検討をし、医師会等の専門家や産業界の意見聴取に加え、市民に対するパブリックコメント（平成26年5月）を実施し、平成26年6月に決定・公表した。

4 対象とする疾患と流行規模及び被害の想定

（1）対象とする疾患

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。



なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策」で示す。

(2) 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

本市における流行規模の想定に当たっては、政府行動計画や県行動計画で示された推計を参考に、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った（表1）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となることも念頭に置くことが重要である。

表1 流行規模及び被害想定

項目		下呂市	県内	全国
流行期間		約8週間		
患者（人口の25%）		約8,800人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約3,500人 ～約6,800人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度※1 （致命率0.53%）	入院患者 （1日当たり最大）	約150人 （約30人）	約8,600人 （約1,600人）	約53万人 （約10.1万人）
	死亡者数	約50人	約2,800人	約17万人
重度※2 （致命率2.0%）	入院患者 （1日当たり最大）	約550人 （約110人）	約32,500人 （約6,500人）	約200万人 （39.9万人）
	死亡者数	約180人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

※1：アジアインフルエンザ並み

※2：スペインインフルエンザ並み

5 計画の見直し

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画の見直し、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に見直しを行うこととする。

第2章 対策の基本方針

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本そして市内への侵入は避けられないと考えられる。

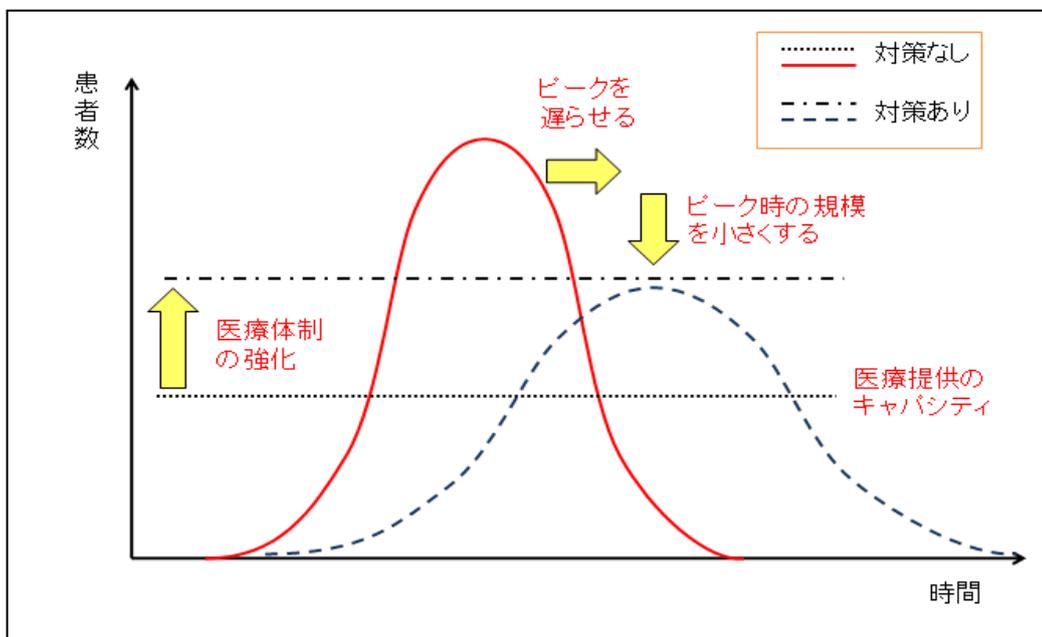
病原性が高く、まん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康だけでなく、社会・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ◇感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
- ◇流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ◇適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図1 公衆衛生対策のイメージ



(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

- ◇地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ◇事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、ひとつの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市には、下呂温泉等の観光地や宿泊施設があり、国内外から多くの観光旅行者が訪れることから、海外や国内他地域で新型インフルエンザ等が発生した場合においても、ウイルスが持ち込まれ感染が広がることも考えられる。逆に、観光旅行者を感染から守ることも重要である。

こうした地域の特徴も考慮しつつ、国県の対策と密接に連動し、市民・観光旅行者・事業者等の協力を得ながら、各種対策を行う。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、第3章において、発生段階毎に記載する。)

(1) 発生段階に応じた対応

ア) 発生前の段階

- ◇ワクチン接種体制の整備、情報収集・提供体制の整備、要援護者への支援体制の整備、地域に対する医療体制の整備への協力、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ) 海外で発生が確認された段階

- ◇直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ◇市内の感染を防ぐことは不可能であるが、県や医療機関等と連携し、感染者の早期発見及び感染拡大の防止を図る。

ウ) 県内で発生が確認された段階

- ◇感染拡大のスピードを、できる限り抑えることを目的とした、各種の対策を講ずる。
- ◇病原性に応じて県が行う不要不急の外出自粛要請や、施設の使用制限等に協力する。
- ◇状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

エ) 県内で感染が拡大した段階

- ◇市は、県、国、事業者等と相互に連携して、医療の確保、市民生活や市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ◇社会が緊張し、予期しない事態が生じることも考えられるため、状況に応じて臨機応変に対処する。

(2) 市民の健康及び市民生活に著しく重大な被害を与える恐れがある場合

- ◇不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組む医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。
- ◇事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討することが重要である。
- ◇事業者の従業員のり患等により、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ◇事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ◇日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ◇特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS (重症急性呼吸器症候群) のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置

- ◇新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）は、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときに、政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が発出する。
- ◇緊急事態宣言がされた場合は、特措法の規定により、不要不急の外出の自粛等の要請や、施設の使用制限の要請、住民に対する予防接種の実施等の新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施する。

4 発生段階

- ◇新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け（表2）、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。
- ◇国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考とし、海外や国内での発生状況を踏まえて、国が決定する。
- ◇国では、緊急事態宣言の指定区域の最小単位を原則として都道府県を想定していることから、本市行動計画で定める発生段階は県行動計画で示され

- ている発生段階とする。
- ◇段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。
 - ◇緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

表2 発生段階

流行状態	発生段階	
	市行動計画 (県行動計画)	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	国内感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県指定地方公共機関等との連携協力

- ◇国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- ◇新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ◇医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとなるよう、市内の状況等について県に情報提供する等、協力を行う。
- ◇その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ◇特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。
- ◇しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ◇下呂市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び岐阜県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(5) 記録の作成・保存

- ◇市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ◇新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ◇新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究を推進する。
- ◇WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ◇新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を進める。
- ◇指定行政機関⁴は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

(2) 県の役割

- ◇新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ◇特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たす。
- ◇平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 市の役割

- ◇新型インフルエンザ等が発生した時は、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ◇市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ◇対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

⁴ 新型インフルエンザ対策を講ずべき国の行政機関。

(4) 医療機関の役割

- ◇新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ◇新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定等事前の準備に努める。
- ◇新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

- ◇新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者⁵の役割

- ◇新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に進める。
- ◇新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ◇新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ◇市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ◇市民や観光旅行者等を対象とした不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

- ◇新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ◇発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ◇新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

⁵ 新型インフルエンザ等の発生時において医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる者。

7 行動計画の主要6項目

◇新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、次の6項目に分けて計画を立案している。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有
- ③予防・まん延防止
- ④予防接種
- ⑤医療
- ⑥市民の生活及び経済の安定

◇各項目の対策については、発生段階毎に記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

(1) 実施体制

ア) 考え方

- ◇全市的な危機管理の問題として取り組む必要がある。
- ◇国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。
- ◇医師会、地元医療関係者等との情報共有、意見交換を行う。

イ) 下呂市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ◇新型インフルエンザ等が発生し、政府により下呂市を含む地域に対し緊急事態宣言がされた時は、直ちに設置する。
- ◇緊急事態宣言がされる前においても、市内または近隣市町村において感染が確認された時や県対策本部が設置された時など、市長の判断に基づき、任意の市対策本部を設置することがある。
- ◇本部長は、市対策本部に必要な応じて下呂市医師会長、飛騨保健所長等の有識者の出席を求め、専門的意見を聴取する。

ウ) 市本部の運用

- ◇新型インフルエンザ等の発生前から、必要に応じて新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を通じて事前準備の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら、市内一体となった取り組みを推進する。
- ◇健康医療部健康課は、情報収集班として、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を収集し、随時対策会議に報告する。
- ◇国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、副市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集・伝達・事前準備を行う。

・ 新型インフルエンザ対策実施体制の構成

発生段階	実施体制	配備対応課
未発生期 (海外発生期)	新型インフルエンザ等対策会議	部長会議（下呂市庁議等設置規程第2条第2号）に準ずる。
県内未発生期	新型インフルエンザ等警戒本部	本部長：副市長、 副本部長：健康医療部長、 本部員：総務部、健康医療部、福祉部、 教育委員会等本部長が指名する部局の職員
県内発生早期 (市内発生期)		
県内感染期	新型インフルエンザ等対策本部	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：全部長 本部連絡室 室長：健康医療部健康課長 連絡員：健康課職員
小康期		

※対策本部の組織は、下呂市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第1編第5節の「市災害対策本部の組織」を準用する。

(2) 情報提供・共有

ア) 情報提供・共有の目的

- ◇市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。
- ◇コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ) 情報提供手段の確保

- ◇防災無線、ホームページ、CATV、メール配信サービス、市広報紙等の多様な媒体・機関を用いて情報提供を行う。
- ◇情報提供手段の特徴を活かし、高齢者、障がい者、外国人及び観光旅行者にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるように配慮する。

ウ) 発生前における市民等への情報提供

- ◇発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。
- ◇特に児童生徒に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会などを通じて感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

- ◇発生段階に応じて、国県内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ◇市から市民に直接情報提供を行う手段として、防災無線、ホームページ、CATV、メール配信サービス、市広報紙等を活用する。また、1人暮らし高齢者などメディアによる情報の入手が困難な人のためにチラシ配布や回覧板等による情報提供を行うとともに、自治会等地域組織や民生委員の協力のもと、人を介した情報提供を行う。
- ◇テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報提供する。
- ◇誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、打ち消す情報を発信する。
- ◇市民からの問い合わせについては、健康課が設置する相談窓口で対応する。寄せられた問い合わせや相談内容は、健康課を中心に情報集約をできる体制を整え、市民や現場で必要とする情報を把握し、次の情報発信に反映していく。
- ◇新型インフルエンザ等には誰でも感染する可能性があり、感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任が無いことや、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

オ) 市民の情報提供の利便性向上

- ◇関係省庁の情報、県や市の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

カ) 情報提供体制

- ◇情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、対策本部の設置と同時に、防災情報課、健康課、秘書広報課及び総務課による広報チームを設置し、適切に情報集約・共有する体制を構築する。

(3) 予防・まん延防止**ア) 予防・まん延防止の目的と考え方**

- ◇流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保する。
- ◇流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。
- ◇まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

イ) 個人の対策

- ◇マスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ◇県内発生早期の段階では、県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止策(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置に協力する。
- ◇緊急事態宣言がされた場合は、県が実施する不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等の緊急事態措置に協力する。

ウ) 地域対策・職場対策

- ◇県内発生早期の段階から、学校、保育園、職場等において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう、県と協力して周知する。
- ◇緊急事態宣言がされた場合は、県が実施する不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等の緊急事態措置に協力する。

エ) その他

- ◇海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等の要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。
- ◇観光旅行者への感染防止のため、適切な情報提供を行う。

(4) 予防接種

ア) ワクチン

- ◇新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ◇国において備蓄されている、プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。
- ◇新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ) 特定接種

①特定接種とは

- ◇特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

②対象となりうる者

- ◇次の者が特定接種の対象となる
 - ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業

- 者)のうち、これらの業務に従事する者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

③接種の順位

◇発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。基本的な接種順として次が示されている。

- 1) 医療関係者
- 2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- 4) それ以外の事業者

④接種体制

- ◇登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員は国が実施する。
- ◇新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員は県が実施する。
- ◇新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員は、市が集団接種により実施する。
- ◇登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

ウ) 住民接種

①住民接種とは

- ◇新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種として行われるもの。
- ◇緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種として行われるもの。
- ◇住民接種は、市が実施主体となり、原則として集団接種として実施することとし、円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- ◇住民接種は、国が示す「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）」（平成26年3月11日）（以下、「予防接種の手引き」という。）に沿って、円滑に行えるよう体制を構築する。

②住民接種の対象者

- ◇住民接種は全市民を対象とする（在留外国人を含む）が、市民以外にも下呂市内の医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等も考えられる。

③住民接種の接種体制

◇市が実施主体となり、原則として集団的接種となる。

◇接種に必要な医師等の従業者については、関係団体の協力により確保する。

④住民接種の接種順位

◇新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

【政府行動計画における住民接種の接種順位の考え方】

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(5) 医療

◇市内の発生状況や、具体的な受診方法等について、市民・観光旅行者等へ必要な情報の提供を行う。

◇県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する患者への支援を行う。

◇県等が行う次の対策に適宜協力する。

【県行動計画（抜粋）】

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を決め、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(イ) 発生前における医療体制の整備

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。特に、患者が急増した場合には、限られた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、各者と連携し体制を確立しておく必要がある。なお、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

また、あらかじめ帰国者・接触者外来（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関等のリストを作成し設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センター（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター）の設置の準備を進める。

二次医療圏等の圏域単位では、保健所が中心となり、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

県内での発生早期には、原則として、感染症法（第19条）に基づき、新型インフルエン

ザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、厚生労働省等から発出される、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

海外発生期以降は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内での感染防止に努める。また、医療従事者（救急隊員等で業務上患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。以下同じ。）は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、国の見解に従いワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は感染症指定医療機関以外を含む医療機関への入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。その際、必要に応じ、臨時の医療施設（医療法施行規則第10条、特措法第48条第1項）等に患者を入院・入所させる。

（エ）医療関係者に対する要請・指示

県は、医療機関への通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合で、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、政令で定める医療関係者*に対し、医療を行うよう要請等を行う（特措法第31条）。

*医療関係者：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士、歯科衛生士。

（オ）抗インフルエンザウイルス薬等

抗インフルエンザウイルス薬については、国が示す計画に従い、国、県、流通備蓄合わせて県民の45%に相当する量を目標として備蓄する。発生時には、医師会、医薬品卸売業者等と連携して抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を把握し、必要に応じ流通調整、備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出等を行う。

（6）市民の生活及び経済の安定の確保

- ◇新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ◇要援護者への支援、生活関連物資の価格の安定、飲料水の安定供給、火葬等の円滑な実施等について、必要な対策を行う。
- ◇一般の事業者においても、新型インフルエンザ等の発生を想定し、職場における感染対策の実施、従業員の勤務体制などをあらかじめ定める等の事前の準備について、県、国と連携し情報提供を行う。

第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目（実施体制、情報提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民の生活及び経済の安定の確保）の個別の対策を記載する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

1 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国・県との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国、県、その他関係機関からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制

ア) 行動計画等の作成、見直し

- ◇ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、市行動計画の策定及び見直しを行う。(健康課、防災情報課)

イ) 情報収集

- ◇ 県、国、WHO等の国際機関等から、新型インフルエンザ等の対策、鳥インフルエンザ及び新たな感染症の発生動向等に関する国内外の情報を収集する。(健康課、畜産課)
- ◇ 「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム⁶」、「国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システム⁷」等により、市内はもとより国内の流行状況を把握する。(健康課)

ウ) 体制の整備及び国・県との連携強化

- ◇ 対策会議を通じ、発生に備えた情報共有、事前対策を全庁的に進める。(健康課、各部局)
- ◇ 各部局は、職員の欠勤等により市民生活に直結したサービスの低下を招かないよう、初動対応体制の確立や、優先的に執行する事務事業の選定をし、業務継続計画の策定を進める。(各部局、防災情報課)
- ◇ 国、県、他市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。(健康課)
- ◇ 必要に応じて、警察、消防機関等との連携を強化する。(防災情報課)

⁶ <http://infect.gifu.med.or.jp/influ/influcondition>

⁷ <http://www.syndromic-surveillance.net/gakko/index.html>

(2) 情報提供・共有

ア) 継続的な情報提供

- ◇新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報げろ、防災無線、CATV、市公式ウェブサイト、メール配信サービス等の各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を実施する。(健康課、防災情報課、総務課、秘書広報課)
- ◇新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。(健康課、病院、診療所)
- ◇マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(健康課、病院、診療所)
- ◇岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム、国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムにより、受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることについて、市民へ周知する。(健康課)

イ) 体制整備

- ◇発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報入手することに努める。また、関係機関等での情報共有体制を整備する。(健康課、防災情報課、総務課、秘書広報課)
- ◇発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体(防災無線、市公式ウェブサイト、メール配信サービス等)、外国人、障がい者及び観光旅行者等への情報提供の方法、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(健康課、秘書広報課、観光課)
- ◇新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるための相談窓口を設置する準備を進める。(健康課)
- ◇市、指定(地方)公共機関、関係団体との情報共有を迅速に行うため、インターネットを活用した連絡体制を構築する。(健康課、防災情報課)

(3) 予防・まん延防止

ア) 個人レベルでの対策の普及

- ◇マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。(全部局)

イ) 地域・職場レベルでの対策の周知

- ◇新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。(健康課、全部局)

ウ) 観光旅行者対応

- ◇観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供の体制について、観光協会等に周知する。(観光課)

エ) 水際対策

- ◇県が検疫所等と連携して行う、入国者に対する健康監視に適宜、協力する。

(4) 予防接種

ア) 特定接種の準備

- ◇特定接種は、特措法 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種と見なし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。(健康課)
- ◇特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。対象となり得る職務は以下のいずれかに該当する者である。(健康課)
 - a 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者
 - b 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務に従事する者
 - c 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者
- ◇下呂市医師会等からの協力を得て、医療従事者の確保、接種に要する器具の確保を図り、職員への接種体制を整える。(健康課)
- ◇国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等に協力する。(健康課、病院、診療所、医療対策課)

イ) 住民接種の準備

- ◇国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づき、全ての市民に対し、住民接種を速やかに行うことができる体制の構築を図る。(健康課)
- ◇住民接種の対象者として、住民のほか市内医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も含めて接種体制を検討する。(健康課)
- ◇市内で使用するワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。(健康課)
- ◇予防接種の手引きを参考に、地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。
- ◇円滑な接種のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、

- 本市域以外の市町村における接種を可能とするように努める。(健康課)
- ◇速やかに接種ができるよう、下呂市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種の具体的な実施方法について次の準備を進める。(健康課)
 - ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - ・接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)
 - ・接種に要する器具等の確保
 - ・接種場所や時期、通知方法等の住民への周知方法の決定
 - ◇多くの医療従事者の確保が必要となることから、下呂市医師会の協力を得て、その確保を図る。(健康課)
 - ◇接種会場は、1万人に1ヶ所程度を設けることとなっているが、地域の実情に応じ、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより確保する。

ウ) 情報提供

- ◇予防接種に関する住民からの基本的な相談に応じる。
- ◇新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報に関して国が提供する情報を積極的に提供する。(健康課)

(5) 医療

- ◇県が、二次医療圏を単位として保健所を中心として設置する、医師会、薬剤師会、地域の中核医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。(健康課、病院、診療所)
- ◇県内感染期における救急機能の維持について検討を進める。また、最初に感染者に接触する救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(消防本部)
- ◇その他、県等の要請に応じ、各種対策に適宜協力する。(健康課、病院、診療所)
- ◇県内感染期等における診療状況等の情報発信や共有に関し、医師会等と連携し体制整備する。(健康課)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア) 要援護者への生活支援

- ◇県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(福祉部)
- ◇市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に

- 支障を来す恐れがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。（福祉部）
- ◇要援護者は、下呂市地域防災計画の要援護者に準じ、高齢者、障がい者、乳幼児、糖尿病等の慢性疾患、その他支援を希望する者とする。（福祉部、健康課）
 - ◇要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（福祉部、防災情報課）
 - ◇要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品などの提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。（福祉部、防災情報課）
 - ◇地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取り組みを進める。（福祉部）
 - ◇支援を必要とする者に対しては、区長、民生委員等や市職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配布する方法が考えられる。（福祉部）
 - ◇自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るために必要な、マスク等の備蓄を行っておく。（福祉部、健康課）
 - ◇新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、市の業務継続計画を策定する。（福祉部、健康課）

イ) 火葬能力等の把握

- ◇県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。（環境施設課、高齢福祉課、市民課）
- ◇市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから市内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。（市民課、高齢福祉課、環境施設課）
- ◇火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。（環境施設課、防災情報課）
- ◇県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。（環境施設課、高齢福祉課、市民課）

ウ) 物資及び資材の備蓄等

- ◇ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。(健康課、関係部局)

2 県内未発生期（国：海外発生期～国内発生早期）

<ul style="list-style-type: none">・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。・発生源・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的： 1) 水際対策等の県の対策に協力し、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、体制を整える。 2) 対策の判断に役立てるため、国・県等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。 4) 市民の生活及び経済の安定のための準備、予防接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア) 情報の集約・共有・分析

◇海外又は他県において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに警戒本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。(健康課、防災情報課、全部局)

イ) 対策の協議・決定

◇新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置された場合には、市長を本部長とする任意の市対策本部を設置し、国の基本的対処方針及び県のアクションプランを確認し、市行動計画に基づく事前準備をする。(健康課、防災情報課、全部局)

◇国の初動対処方針及び県のアクションプランに基づき、市が取り組むべき対策を協議・決定するとともに、決定事項について、医療機関、事業者、市民に広く周知する。(健康課、防災情報課、全部局)

ウ) **緊急事態宣言**がされた場合

◇直ちに市対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。(全部局)

◇国の基本的対処方針、県のアクションプラン及び市行動計画に基づき、市の対策を協議決定し、実施する。(全部局)

(2) 情報提供・共有

ア) 情報提供

- ◇市対策本部設置と同時に広報班を編成し、国及び県が発信する情報を集約して一元的に発信する。(秘書広報課、健康課、防災情報課、総務課)
- ◇市民に対して、新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等を、防災無線、CATV、市公式ウェブサイト、メール配信サービス等の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、外国人、障がい者等及び観光旅行者にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。(健康課、秘書広報課、防災情報課、総務課、観光課)
- ◇引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム等により、受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることについて、市民へ周知する。(健康課)

イ) 相談窓口の設置

- ◇国から提供されるQ&A等を活用し、住民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を健康課に設置し、適切な対応に努める。(健康課)
- ◇相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(健康課)

ウ) 情報共有

- ◇インターネット等を活用し、県、指定地方公共機関、関係団体等と、適時適切な情報共有を図る。(健康課、防災情報課、関係部局)

(3) 予防・まん延防止

ア) 個人レベルでの対策

- ◇マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター⁸に連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。(健康課)
- ◇新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。(健康課)

イ) 地域・職場レベルでの対策の周知

- ◇新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。

⁸ 新型インフルエンザ等が発生した場合、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する人が相談する機関で、保健所等に設置される。

(健康課、全部局)

- ◇新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用又は催物の開催の制限の要請等の対策について周知・理解促進を行う。(健康課、全部局)

ウ) 観光旅行者対応

- ◇観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。(観光課)

エ) 水際対策

- ◇県と検疫所が連携して行う、検疫法及び感染症法に基づく入国者に対する疫学調査等について、協力する。(健康課)

(4) 予防接種

ア) ワクチンの供給

- ◇県が行う、ワクチンの円滑な流通体制の構築に協力する。(健康課)
- ◇パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康課)

イ) 特定接種の実施

- ◇国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康課、防災情報課、病院、診療所)
- ◇特定接種は、ワクチンの供給量が限られている中、登録事業者や国及び地方の公務員を対象とし、一般の国民を対象としないことから、その目的・趣旨や、接種によって医療の提供や国民生活及び国民経済の安定が確保されることにより国民全体に利益が及ぶことについて、わかりやすく広報する。(健康課、防災情報課、総務課、秘書広報課)

ウ) 住民接種の実施

- ◇特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく住民接種の準備を行う。(健康課)
- ◇パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。(健康課)

エ) 住民接種の留意事項

- ◇発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。(健康課、関係部局)
- ◇基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、

- 集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、通院中の医療機関において接種することも検討する。(健康課)
- ◇医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(健康課、関係機関)
 - ◇ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。(健康課、関係機関)
 - ◇一方、1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも検討する。(健康課、関係機関)
 - ◇医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も行う。(健康課、関係機関)
 - ◇社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。(健康課、福祉部)
 - ◇基礎疾患を有する者、妊婦、未就学児、小中学生、高校生、高齢者、障がい者、在宅医療を受療中の者、施設入所者等、通所サービス利用者等など、対象者の特性に応じ、地域での集団接種、施設での集団接種、地域訪問接種、通院中の医療機関での接種等の方法を講じる。(健康課、関係機関)

オ) 情報提供

- ◇予防接種の実施主体として、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行う。(健康課)
- ◇住民接種の有効性・安全性に係る調査を目的として、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(健康課)

(5) 医療

ア) 地域医療体制整備への協力

- ◇県等の要請に基づき、各種の対策に適宜協力する。(健康課)

イ) 帰国者・接触者外来の周知

- ◇新型インフルエンザ等発生国の帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者について、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」を通じて県が指定する「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。(健康課)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア) 要援護者対策

- ◇新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。(健康課)

イ) 遺体の火葬・安置

- ◇国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。(高齢福祉課)
- ◇県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(高齢福祉課)

ウ) 生活相談窓口の設置

- ◇状況に応じ、生活相談窓口を設置する。(社会福祉課、商工課)

3 県内発生早期（国：国内発生早期～国内感染期）

・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

・市内でも、感染が確認された。

目的：

- 1) 県内、市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内感染期への移行に備えて、県が行う医療提供体制の確保に協力し、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア) 情報の集約・共有・分析

◇県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに警戒本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。(健康課、防災情報課、全部局)

イ) 対策の協議・決定

◇新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置された場合には、市長を本部長とする任意の市対策本部を設置し、国の基本的対処方針及び県のアクションプランを確認し、市行動計画に基づく事前準備をする。(健康課、防災情報課、全部局)

◇国の初動対処方針及び県のアクションプランに基づき、市が取り組むべき対策を協議・決定するとともに、決定事項を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(健康課、防災情報課、全部局)

ウ) **緊急事態宣言**がされた場合

◇直ちに、下呂市対策本部を設置する。(健康課、防災情報課、全部局)

◇国の基本的対処方針、県のアクションプラン及び市行動計画に基づき、市の対策を協議決定し、実施する。(全部局)

◇対策の規模、内容に応じ、対策本部事務局の体制を拡大又は縮小する。(健

- 康課、防災情報課、関係部局)
- ◇業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限とする。(全部局)

(2) 情報提供・共有

ア) 情報提供

- ◇引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、県内外の発生状況や市内で今後実施される対策に係る情報等について、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。(健康課、秘書広報課、防災情報課、総務課)
- ◇特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(帰国者・接触者外来の受診の方法等)を周知する。(健康課)
- ◇学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康課、学校教育課、商工課)
- ◇県内及び市内における新型インフルエンザ等の発生状況や、現在及び今後実施される対策の状況、医療機関の診療状況について情報提供する。(健康課)

【参考】

- ※ 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第7条(公益上の理由による裁量的開示)の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。
- ※ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

イ) 相談窓口の継続

- ◇国から提供されるQ&Aの改訂版を活用し、相談窓口を開設する。(健康課)
- ◇引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせを踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供に反映する。(健康課)

ウ) 情報共有

- ◇引き続き、県、指定(地方)公共機関、関係団体とともに、インターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。(健康課)

(3) 予防・まん延防止

ア) 患者の入院、濃厚接触者の健康観察等

- ◇県が行う、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）などの措置に、県の要請に基づき適宜、協力する。（健康課）

イ) 個人・地域レベルでの対策強化

- ◇住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策等を勧奨する。（関係部局）
- ◇県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。（健康課、商工課）
- ◇県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。（学校教育課、児童福祉課）
- ◇県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。（地域振興課）

ウ) 病院高齢者施設等における感染予防策

- ◇県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。（高齢福祉課）

エ) 観光旅行者対応

- ◇観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。（観光課）

緊急事態宣言がされている場合

オ) 県が実施する措置への協力

- ◇県等からの要請に応じ、以下の取組等（参考：県行動計画（抜粋））に適宜、協力する。（健康課、関係部局）

【参考：県行動計画（抜粋）】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。（健康福祉部、関係部局）
（外出自粛等の要請）
 - 住民に対しては、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位又は圏域単位）とすることが考

えられる。

(施設の使用制限等の要請等)

- 学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号・第2号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- 上記以外の施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- 多数の者が利用する施設（特措法施行令第11条第3号から第14号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- 特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- 特措法第45条第2項・第3項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

ア) 住民接種の実施

◇「2 県内未発生期」からの対策を継続する。(健康課、関係部局)

イ) 住民接種の広報・相談

◇住民接種に関し、市は実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
(健康課)

◇病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を推奨し、必要な情報を積極的に提供する。(健康課)

ウ) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

◇あらかじめ、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(健康課)

緊急事態宣言がされている場合

エ) 住民接種の実施

◇基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康課)

オ) 住民接種の広報・相談

◇病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ◇これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。(健康課、秘書広報課、防災情報課、総務課)
- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること。
 - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること
 - c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること
- ◇具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。(健康課、秘書広報課、防災情報課、総務課)

(5) 医療

ア) 帰国者・接触者外来の周知

- ◇新型インフルエンザ等発生国の帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者について、「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。(健康課、病院、診療所)
- ◇患者数の増加に応じて、帰国者・接触者外来だけでなく、一般の診療所でも受診できることについて県と連携して周知する。(健康課、病院、診療所)
- ◇県等の要請に基づき、各種の対策に適宜、協力する。(健康課、関係部局)

イ) 臨時の医療施設の準備

- ◇県の要請を受け臨時の医療施設の手配をする。(健康課、病院、診療所、医療対策課、防災情報課)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア) 要援護者対策

- ◇計画に基づき、要援護者対策を実施する。(福祉部、健康課、関係部局)
- ◇食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。(福祉部)
- ◇新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、関係機関と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(福祉部)

イ) 遺体の火葬・安置

- ◇県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。(消防本部、高齢福祉課、環境施設課)
- ◇遺体の搬送作業及び火葬作業等に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(環境施設課、高齢福祉課)

ウ) 生活関連物資の価格の安定のための市民・事業者への呼びかけ

- ◇食糧品、生活必需品の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食糧品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(商工課、総務課)

緊急事態宣言がされている場合

エ) 水の安定供給

- ◇水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道事業課)

オ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ◇生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(商工課、総務課)
- ◇市民に対し、生活関連物資等の価格高騰につながるような行動を控えるなど適切な行動をとるよう、呼びかけをする。(商工課)

カ) 生活相談窓口の設置

- ◇必要に応じ、市民の生活相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(商工課、総務課、福祉部)

キ) 県等と連携した取り組み

- ◇県等と連携して、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(総務課、防災情報課、健康課)

【参考：県行動計画（抜粋）】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

(事業者の対応等)

- 指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- 登録事業者は、医療の提供並びに県民の生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- 県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。（関係部局）

(電気・ガス・水の安定供給)

- 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第1項）。
- 県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業について、岐阜県営水道業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。また、市町村の水道事業等の継続を支援する。（都市建築部、健康福祉部）

(運送・通信・郵便の確保)

- 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染対策等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる（特措法第53条第1項）。
- 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第53条第2項）。
- 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。（特措法第53条第3項）

(サービス水準に係る県民への呼びかけ)

- 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（危機管理部門、関係部局）

(緊急物資の運送等)

- 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する（特措法第54条第1項）。（商工労働部）
- 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する（特措法第54条第2項）。（健康福祉部）
- 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する（特措法第54条第3項）。（商工労働部、健康福祉部）

(犯罪の予防・取締り)

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

4 県内感染期（国：国内感染期）

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。
- 5) 県が行う医療体制の維持施策に極力協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア) 市の対策の決定

- ◇ 市対策本部は、県又は市全体が感染期に入ったことを宣言する。
- ◇ 国の基本的対処方針や、県のアクションプランを踏まえ、市の対策を協議・改定する。(健康課、防災情報課、全部局)

イ) 市の業務執行体制の維持

- ◇ 新型インフルエンザ等への感染による欠勤に対応するため、業務継続計画に基づいて業務を遂行し、行政サービスの低下を最小限とする。(全部局)

(2) 情報提供・共有

ア) 情報提供

- ◇引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。(健康課、秘書広報課、防災情報課、総務課)
- ◇個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(健康課、秘書広報課)

イ) 相談窓口の継続

- ◇国から提供されるQ & Aの改訂版を活用し、相談窓口の設置を継続する。(健康課)
- ◇引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせを踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供に反映する。(健康課)
- ◇引き続き、県内及び市内における新型インフルエンザ等の発生状況や、現在及び今後実施される対策の状況、医療機関の診療状況について情報提供する。(健康課)

ウ) 情報共有

- ◇引き続き、県、他市町村、指定(地方)公共機関、関係団体とインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。(健康課)

(3) 予防・まん延防止

ア) 個人・地域レベルでの対策強化

- ◇県等と連携し、住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。(健康課、商工課、関係部局)
- ◇県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。(商工課)
- ◇県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。(学校教育課、児童福祉課)
- ◇県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。(地域振興課)

イ) 病院、高齢者施設等における感染予防策

- ◇県等と連携し関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。(福祉部)

ウ) 観光旅行者対応

- ◇観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザが発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。(観光課)

緊急事態宣言がされている場合

エ) 緊急事態措置に対する協力

- ◇緊急事態措置に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等の取組に適宜協力する。(関係部局)
 - ① 外出自粛の要請等
 - ② 施設の使用制限等の要請等

(4) 予防接種

ア) 住民接種の実施

- ◇緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康課)
- ◇住民接種実施についての留意点は、「2 県内未発生期」を参照する。

イ) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ◇あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(健康課)

緊急事態宣言がされている場合

ウ) 住民接種の実施

- ◇基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康課)
- ◇住民接種実施についての留意点は、「2 県内未発生期」を参照する。

エ) 住民接種の広報・相談

- ◇住民接種の広報・相談については、「2 県内未発生期」を参照する。

(5) 医療

ア) 自宅で療養する患者への支援

- ◇関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(福祉部)

イ) 診療体制の確保

- ◇帰国者・接触者外来の中止にともない、市内における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、県及び下呂市医師会と連携して確保し、市民に周知する。(健康課、病院、診療所)
- ◇入院治療が必要となる重症患者は中核病院である下呂温泉病院及び金山病院が担うこと、それ以外の患者は在宅で療養し、軽症者はできる限りかかりつけ医や最寄りの診療所を受診してもらうよう広報する。(健康課)

緊急事態宣言がされている場合

ウ) 臨時の医療施設の開設

- ◇臨時の医療施設は、必要に応じ県等と連携して開設する。(健康課、病院、診療所、医療対策課、防災情報課)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア) 要援護者対策

- ◇新型インフルエンザ等になり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き関係機関と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(福祉部)
- ◇引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。(福祉部)

イ) 遺体の火葬・安置

- ◇引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(高齢福祉課、環境施設課)
- ◇県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。(健康課、関係課)
- ◇県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。(高齢福祉課、環境施設課)
- ◇死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(高齢福祉課、防災情報課)
- ◇万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、

臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(高齢福祉課、環境施設課)

ウ) 生活関連物資の価格の安定のための市民・事業者への呼びかけ

- ◇食糧品、生活必需品の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。事業者に対しても、食糧品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(商工課、総務課)

緊急事態宣言がされている場合

エ) 水の安定供給

- ◇「3 県内発生早期」の項を参照する。

オ) 要援護者対策

- ◇国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。(福祉部)

カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ◇国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(商工課)
- ◇生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(商工課)
- ◇生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、適切な措置を講ずる。(商工課)

キ) 遺体の火葬・安置

- ◇死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、国から県を通じ行われる、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。(環境施設課、高齢福祉課)
- ◇新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、下呂市長以外の他市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬又は火葬の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。(環境施設課、市民課)
- ◇厚生労働大臣が定める地域や期間においては、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(環境施設課、高齢福祉課、市民課)

5 小康期

<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態。・大流行はいったん終息している状況。
目的： 1) 市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア) 体制・措置の縮小等

- ◇県等の対策や発生段階に関する情報を収集し、市行動計画に基づき必要な対策を行う。(健康課、防災情報課、全部局)
- ◇県内、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(健康課、防災情報課、全部局)
- ◇新型インフルエンザ等の再流行、病原性の変化の際に迅速に対応できるよう考慮の上、体制を縮小する。(健康課、防災情報課、全部局)

イ) 緊急事態解除宣言

- ◇国が、緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。(健康課、防災情報課、全部局)

ウ) 対策の評価、見直し

- ◇これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画、マニュアル等の見直しを行う。(全部局)

エ) 対策本部の廃止

- ◇政府が緊急事態宣言を解除したときは、市対策本部を廃止する。(全部局)

(2) 情報提供・共有

ア) 情報提供

- ◇市民に対し、公式ウェブサイト、CATV、メール配信サービス、防災無

- 線、広報紙等、利用可能なあらゆる媒体を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(健康課)
- ◇相談窓口等に寄せられた問い合わせ等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(健康課)

イ) 相談窓口の縮小

- ◇相談窓口については、徐々に縮小する。(健康課)

ウ) 情報共有

- ◇国、県等と連携し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。(健康課、関係部局)

(3) 予防・まん延防止

ア) 個人・地域レベルでの対策強化

- ◇第二波に備え、適切な感染対策を行うよう周知する。(健康課)

イ) 病院高齢者施設等における感染予防策

- ◇第二波に備え、適切な感染対策を行うよう周知する。(福祉部)

ウ) 観光旅行者対応

- ◇観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザの流行状況について観光旅行者への正確な情報の提供に努める。(観光課)

(4) 予防接種

ア) 住民接種の実施

- ◇流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。(健康課)
- ◇留意点は、「2 県内未発生期」を参照する。

イ) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ◇あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(健康課)

緊急事態宣言がされている場合

ウ) 住民接種の実施

- ◇流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(健康課)
- ◇留意点は、「2 県内未発生期」を参照する。

エ) 住民接種の広報・相談

- ◇住民接種の広報・相談については、「2 県内未発生期」を参照する。

(5) 医療

- ◇ 県等と連携して医療機関の診療状況の情報を積極的に収集するとともに、地域医療の確保を進める。(医療整備課、病院、診療所)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア) 要援護者対策

- ◇ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き関係機関と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

緊急事態宣言がされている場合

イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ◇ 国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

別添参考資料

○国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

- ・ 県では、国内外で鳥インフルエンザに人が発症した場合の対策を次のとおり計画している。
- ・ 県等と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

①概要

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

②実施体制

【国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応】

- ・ 国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県は速やかに情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（健康福祉部、関係部局）

【国との連携】

- ・ 県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）

③サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報を収集する。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）
 - 情報源
 - ✓ 各省庁
 - ✓ 国際機関（WHO、OIE、FAO等）
 - ✓ 在外公館
 - ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
 - ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
 - ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
 - ✓ 地方公共団体
 - ✓ 検疫所

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

④情報提供・共有

- ・ 県は、県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部)
- ・ 県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に対して情報提供を行う。(健康福祉部、関係部局)

⑤予防・まん延防止

【在外邦人への情報提供】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(総合企画部、商工労働部、教育委員会、環境生活部)

【県内で鳥インフルエンザ感染者が発生した場合の人への感染対策】

(疫学調査、感染対策)

- ・ 県は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県及び岐阜市は、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)を実施するとともに、市町村に対し、死亡例が出た場合の対応(埋火葬・感染防止の徹底等)の実施を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)
- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)に対しては、外出自粛や出国自粛を要請する。(健康福祉部)

【家きん等への防疫対策】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、渡航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ・ 県及び県警察本部は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。
 - 国の助言に基づき、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。（農政部）
 - 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農政部、危機管理部門）
 - 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

⑥医療

【県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、保健環境研究所・衛生試験所において、患者のインフルエンザウイルスの亜型検査を実施するとともに、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

【海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・ 県及び岐阜市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)
(抄)

(指定公共機関)

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 二 独立行政法人国立病院機構
- 三 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 四 独立行政法人国立国際医療研究センター
- 五 日本銀行
- 六 日本赤十字社
- 七 日本放送協会
- 八 成田国際空港株式会社
- 九 中部国際空港株式会社
- 十 新関西国際空港株式会社
- 十一 北海道旅客鉄道株式会社
- 十二 四国旅客鉄道株式会社
- 十三 九州旅客鉄道株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社
- 十五 東京地下鉄株式会社
- 十六 日本郵便株式会社
- 十七 日本電信電話株式会社
- 十八 東日本電信電話株式会社
- 十九 西日本電信電話株式会社
- 二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
イ～ヨ (略)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)第三条第十九号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第六号に規定する指定公共機関を次のとおり指定したので公示する。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣安倍晋三

- 一 公益社団法人日本医師会
- 二 公益社団法人日本歯科医師会
- 三 公益社団法人全日本病院協会
- 四 一般社団法人日本医療法人協会
- 五 一般社団法人日本病院会
- 六 公益社団法人日本薬剤師会
- 七 公益社団法人日本看護協会
- 八 一般財団法人化学及血清療法研究所
- 九 株式会社ジェイ・エム・エス
- 十 株式会社トップ
- 十一 北里第一三共ワクチン株式会社
- 十二 グラクソ・スミスクライン株式会社
- 十三 塩野義製薬株式会社
- 十四 第一三共株式会社
- 十五 武田薬品工業株式会社
- 十六 中外製薬株式会社
- 十七 テルモ株式会社
- 十八 富山化学工業株式会社
- 十九 ニプロ株式会社
- 二十 一般社団法人日本ワクチン産業協会
- 二十一 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
- 二十二 沖縄電力株式会社
- 二十三 関西電力株式会社
- 二十四 九州電力株式会社
- 二十五 四国電力株式会社
- 二十六 中国電力株式会社
- 二十七 中部電力株式会社
- 二十八 東京電力株式会社
- 二十九 東北電力株式会社

- 三十 北陸電力株式会社
- 三十一 北海道電力株式会社
- 三十二 電源開発株式会社
- 三十三 日本原子力発電株式会社
- 三十四 大阪瓦斯株式会社
- 三十五 西部瓦斯株式会社
- 三十六 東京瓦斯株式会社
- 三十七 東邦瓦斯株式会社
- 三十八 オーシャントランス株式会社
- 三十九 商船三井フェリー株式会社
- 四十 新日本海フェリー株式会社
- 四十一 太平洋フェリー株式会社
- 四十二 マルエーフェリー株式会社
- 四十三 株式会社商船三井
- 四十四 川崎汽船株式会社
- 四十五 日本郵船株式会社
- 四十六 全日本空輸株式会社
- 四十七 日本航空株式会社
- 四十八 東海旅客鉄道株式会社
- 四十九 西日本旅客鉄道株式会社
- 五十 東日本旅客鉄道株式会社
- 五十一 小田急電鉄株式会社
- 五十二 近畿日本鉄道株式会社
- 五十三 京王電鉄株式会社
- 五十四 京成電鉄株式会社
- 五十五 京阪電気鉄道株式会社
- 五十六 京浜急行電鉄株式会社
- 五十七 首都圏新都市鉄道株式会社
- 五十八 西武鉄道株式会社
- 五十九 東京急行電鉄株式会社
- 六十 東武鉄道株式会社
- 六十一 名古屋鉄道株式会社
- 六十二 南海電気鉄道株式会社
- 六十三 阪急電鉄株式会社
- 六十四 阪神電気鉄道株式会社
- 六十五 旭タンカー株式会社
- 六十六 井本商運株式会社
- 六十七 上野トランステック株式会社
- 六十八 川崎近海汽船株式会社
- 六十九 近海郵船株式会社

- 七十 栗林商船株式会社
- 七十一 鶴見サンマリン株式会社
- 七十二 日本海運株式会社
- 七十三 琉球海運株式会社
- 七十四 佐川急便株式会社
- 七十五 西濃運輸株式会社
- 七十六 日本通運株式会社
- 七十七 福山通運株式会社
- 七十八 ヤマト運輸株式会社
- 七十九 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 八十 KDDI株式会社
- 八十一 ソフトバンクテレコム株式会社
- 八十二 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 八十三 ソフトバンクモバイル株式会社

附則

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関

岐阜県告示第三百九十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第七号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

平成二十五年八月十三日

岐阜県知事古田肇

公益社団法人岐阜県看護協会
公益社団法人岐阜県歯科医師会
公益社団法人岐阜県バス協会
公立学校共済組合
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
一般社団法人岐阜県LPガス協会
一般社団法人岐阜県医師会
一般社団法人岐阜県病院協会
一般社団法人岐阜県薬剤師会
一般社団法人岐阜県トラック協会
岐阜県医薬品卸協同組合
学校法人朝日大学
国立大学法人岐阜大学
医療法人香徳会
社会医療法人厚生会
社会医療法人蘇西厚生会
岐阜県厚生農業協同組合連合会

○下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 6 月 20 日条例第 35 号

下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、下呂市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日：平成26年6月

発行者：下呂市

編集：健康医療部 健康課

〒509-2517

下呂市萩原町萩原 1166 番地 8

TEL 0576-53-2101

FAX 0576-53-2102

e-Mail kenkou@city.gero.lg.jp
